

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都足立区関原一丁目14番2号

氏 名 竹下産業株式会社

代表取締役 竹下敏史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 6年 8月20日

許可の有効期限

令和11年 8月19日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特）廃石綿等、⑤特）燃え殻、⑥特）汚泥、⑦特）廃油、⑧特）廃酸、⑨特）廃アルカリ、⑩特）鉍さい、⑪特）ばいじん（以上11種類）

※⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

令和 6年 8月20日 新規許可

4 積替え許可の有無

有・☒ 無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

☒ 有・無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「－」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉍さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
アルキル水銀化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
アルキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)	－	－	－	－	－	－	－	－
水銀又はその化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)	○	○	○	○	○	○	○	－
カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○	－
鉛又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○	－
有機燐化合物	○	○	○	○	○	○	○	－
六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	－
砒素又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○	－
シアン化合物	○	○	○	○	○	○	○	－
PCB	－	－	－	－	－	－	－	－
トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	－
テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	－
ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	－
四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	－
1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○	－
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	－
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	－
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○	－
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○	－
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○	○	○	○	○	－
チウラム	○	○	○	○	○	○	○	－
シマジン	○	○	○	○	○	○	○	－
チオベンカルブ	○	○	○	○	○	○	○	－
ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	－
セレン又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○	－
1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	－
ダイオキシン類	－	－	－	－	－	－	－	－